

## 若桜町監査告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成30年10月2日

若桜町監査委員 藤原重明



同 山本安雄



記

### 定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成30年9月27日（木）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 町民福祉課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。  
○ 包括支援センターの事業等について  
○ 保健センターの事業等について  
○ その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点 (1) 包括支援センターが実施している事業等はどのようなものか。また、地域の実情に合わせ、柔軟かつ多様なサービスがどのように行われているか。  
(2) 保健センターが実施している事業及び取り組み等はどのようなものか。
- 5 監査の結果 (1) 包括支援センターの事業等について、資料を基に説明を受けた。特に指摘事項なし。  
(2) 保健センターの事業等について、資料を基に説明を受けた。特に指摘事項なし。  
(3) その他、所管に関することについては、特に指摘事項なし。

以上